

厚岸町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱を次のように定める。

平成20年4月1日

厚岸町長 若 狭 靖

### 厚岸町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、厚岸町内にある既存住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

##### (1) 既存住宅

昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、二世帯、長屋、共同住宅及び併用住宅（店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

##### (2) 耐震診断

次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）第1に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ 国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（平成17年7

月 5 日付け国住指第902号国土交通省住宅局長通知) ) による耐震診断  
ウ 上記のアからイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(3) 耐震改修工事

耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅を耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合させるための工事をいう。

(4) 耐震改修助成額

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額と第5条に定める補助金の額の合計額をいう。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

(1) 耐震改修工事を行おうとする者が自ら居住の用に供している既存住宅であること。ただし、建築物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅にあっては、耐震改修工事について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

(2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。ただし、共同住宅（木造で延べ床面積500平方メートル以内のものを除く。）にあっては次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

ア 社団法人北海道建築設計事務所協会に設置されている建築物耐震診断判定委員会において耐震診断結果が確認されていること。

イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている耐震改修計画評定委員会において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの。

(3) 既存住宅のいずれかの外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までの水平距離が、戸建て、二世帯、長屋、併用住宅にあっては7メートル以内、共同住宅にあっては建物高さ以内であること。

(4) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。

(5) 申請者及び居住者が次に掲げるものについて滞納が無いこと。

- ア 町税
- イ 国民健康保険税
- ウ ごみ処理手数料
- エ 保育料
- オ 水道料及び下水道使用料

2 町長は特段の事情への配慮が必要と認められる場合は、補助の対象に係る要件の一部を免ずることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事に係る経費とする。ただし、耐震改修工事に明らかに寄与しない工事は、当該工事費を分離して算定し補助対象経費から除外する。

(補助金の交付額)

第5条 補助額は、次に掲げる額とする。

- (1) 補助対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額
- (2) 補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合は20万円
- (3) 補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合は当該経費の10パーセント
- (4) 補助対象経費が300万円以上の場合は30万円
- (5) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第5号の額を差し引いて、同項第1号から同項第4号の額を交付するものとする。

3 前項で計算された1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、工事着手前に厚岸町既存住宅耐震改修費補助金申込書(別記様式第1号)(以下「申込書」という。)に關係書類を添えて町長に提出し審査を受けなければならない。

2 前項の規定による關係書類は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 耐震診断報告書(写し)
- (2) 改修計画書(別紙1)
- (3) 位置図、配置図、平面図、立面図等(改修内容の詳細が把握できるもの)
- (4) 補強後の想定耐震診断報告書

- (5) 耐震改修工事費見積内訳書（補強に寄与する工事費が按分されているもの）
- (6) 外観写真2面以上
- (7) その他必要なもの（同意書等）

3 町長は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を厚岸町既存住宅耐震改修費補助金審査結果通知書（別記様式第2号）（以下「審査結果通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

4 町長は、申込書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。

（申込み内容の変更）

第7条 申込み内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、厚岸町既存住宅耐震改修費補助金申込（変更・取消）届（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者
- (2) 工事内容
- (3) 工事期間
- (4) 工事費
- (5) 工事の中止

2 耐震改修工事計画に変更が生じた場合は、町長の承諾を得なければならない。

3 町長は、第1項の変更及び取り消しの届が提出されたときは、審査のうえ厚岸町既存住宅耐震改修費内容変更承諾書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 第6条の規定による申込みを行い、補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で耐震改修工事を完了した者は、補助金の交付申請を行うことができる。ただし、第6条第3項による通知に記載された申請書受付期間内に交付申請を行わない場合はその効力を失う。

2 前項の規定による申請は、厚岸町既存住宅耐震改修費補助金交付申請書（別記様式第5号）（以下「申請書」という。）に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による關係書類は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 改修工事後の耐震診断報告書

- (2) 竣工図（改修内容の記載されたもの）
- (3) 施工状況写真（補強の内容が確認できるもの）
- (4) 完成写真
- (5) 工事請負契約書（写し）
- (6) 工事代金領収書（写し）
- (7) その他必要なもの

（補助金の交付決定及び交付）

第9条 町長は、前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適合と認める場合は、厚岸町既存住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が補助金の交付決定の内容及び又はこれに付された条件に違反したときは、町長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

（書類の保管）

第11条 この事業に関する書類は事業完了後10年間保存するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。